

# 大村市指定給水装置工事事業者の申請について

大村市内における給水装置の工事は「大村市指定給水装置工事事業者に関する規程」に基づき指定を受けた事業者が施工することになっています。

指定を受けるための手続は以下のとおりです。



スイマーくん

## 提出書類について

		個人	法人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)		○	○	表面と裏面の両方を提出してください。
「機械器具調書」(別表)		○	○	
「誓約書」(様式第2)		○	○	
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)		○	○	選任される主任技術者の主任技術者免状または、主任技術者証の写しを提出してください。
添付書類	「住民票」の写し	○	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。
	「定款」又は「寄付行為」の写し	—	○	直近のものを添付してください。
	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	—	○	発行日から3か月以内のものを添付してください。

〈注意〉 定款または寄附行為の写しの場合は奥書証明(下記例参照)が必要です。

(例) 原本と相違ありません。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇番〇

株式会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇

## 指定の申請書

---

指定工事業者として指定を受けようとする給水装置工事事業者は、申請書（上記参照）に下記に掲げる事項を記載し、必要な書類を添付の上「大村市上下水道事業管理者」宛てに提出していただきます。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びに事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号（免状又は主任技術者証の写しを添付）
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数（名称を明記した写真を添付）
- (4) 事業の範囲（「管工事業」など登記簿謄本の「目的」欄を参考しご記入ください。）

※申請書の記載要領については「記入例」をご参照ください。

## 添付書類

---

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2）
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 「大村市指定給水装置工事事業者に関する規程」第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

## 指 定 の 基 準

次の各号のいずれにも適合していなければいけません。

- (1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 「大村市指定給水装置工事事業者に関する規程」第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

## そ の 他

申請には手数料が必要です。手続き終了後（指定証を受領する時に）申請手数料として 1万円をお支払いいただきます。また、手続き終了後に給水装置工事主任技術者選任届け（様式第3）を提出してください。

申請は随時受け付けておりますが、手続きが終了するまで 1週間程度の時間を要しますので、時間に余裕をもって提出していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】業務課総務G (TEL) 0957-53-1116